

資料 4

高圧ガス保安法関係 法令の改正等について

2023年3月

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

(1) 法令改正、国の動向 について

(1)法令改正、国の動向について

改正概要

施行

1. 冷凍保安規則等の一部改正について
(**冷凍則大臣認定試験者制度の創設等**)

2022年10月1日

2. 冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について (**認定保安検査実施者の保安検査の方法の申請手続**)

2022年11月11日

3. **新たな認定制度の詳細設計について**

2023年12月頃
政・省令施行予定

1. 冷凍則大臣認定試験者制度の創設等

＜改正の概要＞

経済産業大臣が、品質管理体制が適切である冷媒設備の製造事業者を認める制度を創設し、現行の協会が行う試験に代えて行うことを可能とします。

具体的には、**冷凍則第7条第1項第6号ただし書及び第64条第2号ただし書**に規定する**耐圧試験**並びに第64条第1号リただし書に規定する**突合せ溶接部の機械試験**において、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験」とあるのを「**冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない**」等に改めます。

これらの内容について、関係法令である冷凍保安規則の改正を行い、冷凍保安規則第7条第1項第6号又は第64条第1項第1号リ若しくは同条第2号の規定による試験を行う者の認定等について新たに制定しました。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220912_kouatsu_1.html

1. 冷凍則大臣認定試験者制度の創設等

参考

◆コンビ則

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 ……ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

◆内規より

第5条関係

1. 第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係のいわゆる付属冷凍についての㊦(㊦)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

(1) 第1項第16号(材料)については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。

(2) 第1項第17号(耐圧試験)及び第18号(気密試験)については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。

 今回の改正でコンビ事業所に関連するのはここ

(3) 第1項第19号(強度)については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。

(4) 第1項第21号(安全装置)については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

2. 認定保安検査実施者の保安検査の方法の申請手続き

<本件の概要>

高圧ガス保安法第35条第4項に基づき、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が第一種製造者に対して行う保安検査の方法は経済産業省令で定めることとし、省令において保安検査の方法は告示で定めるとしている。

ただし、法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者は、各省令に基づき、「**認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合**」は、「保安検査の方法を定める告示」に規定される以外の方法（例外的な保安検査の方法）を用いることができるとされている（コンビナート等保安規則第37条第2項ただし書等）。

本規程は、上記「**認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合**」の申請手続きを設けるものである。

**認定・更新時以外でも随時、この手続きにより
保安検査の方法の申請ができるようになった**

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221026_kouatsu_1.html

2. 認定保安検査実施者の保安検査の方法の申請手続き

◆申請手続

- (1) 保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第35条第1項第2号の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（同法第39条の8第3項の認定の更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。
- (2) 保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、次ページの様式を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (3) 保安検査方法の認定申請には、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の会長が事前に行う技術上の評価（以下「事前評価」という。）の結果を添付しなければならない。

◆事前評価

- (1) 保安検査方法の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に保安検査方法の認定申請をする前に、協会の会長が行う事前評価を受けなければならない。
- (2) 事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める事前評価に関する実施要領に基づき、事前評価の申請書を協会の会長に提出するものとする。
- (3) 協会の会長は、当該実施要領に基づき事前評価を行ったときは、速やかに事前評価の申請を行った者にその結果を通知しなければならない。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221026_kouatsu_1.html

Kanagawa Prefectural Government

3. 新たな認定制度の詳細設計について

主な審議事項と施行に向けたスケジュール

主な審議事項

制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件1：経営トップのコミットメント
	要件2：高度なリスク管理体制
	要件3：テクノロジーの活用
	要件4：サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間

施行に向けたスケジュール（想定）

- ◇2022年
12月15日 高圧ガス小委員会①
主な審議事項：青枠の項目
 - ◇2023年
2月頃 高圧ガス小委員会②
主な審議項目：点線の項目
小委員会①の審議事項の深堀り
 - 3月頃 高圧ガス小委員会③
主な審議項目：とりまとめ※
※必要に応じて追加開催
- ↓
- ◇2023年6月頃 政令・省令等の公布
- ↓
- ◇2023年12月頃 施行

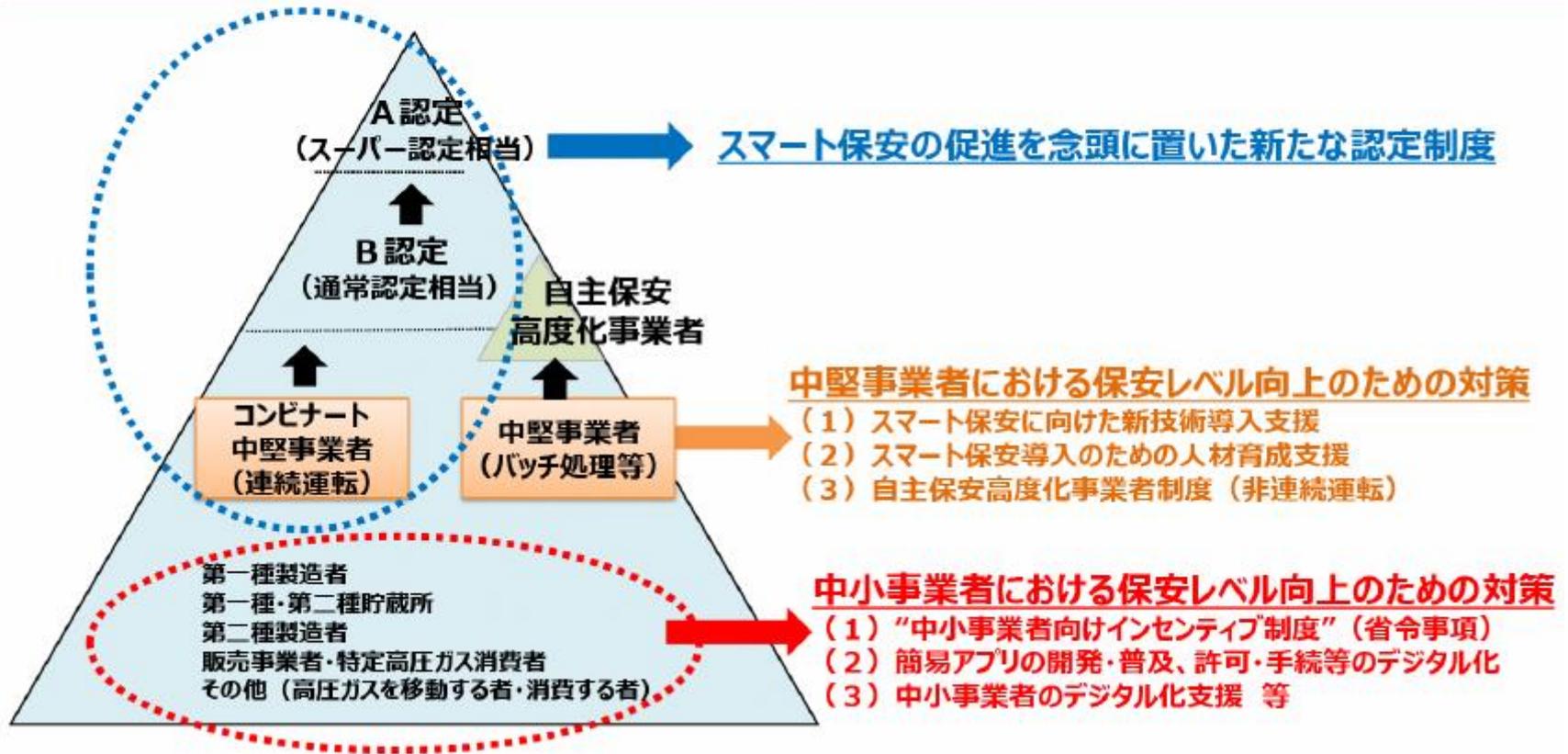
参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/024.html
Kanagawa Prefectural Government

3. 新たな認定制度の詳細設計について

新たな認定制度の対象事業者のイメージ

- 新たな認定制度の主な対象事業者は、現行認定制度の認定事業者の他、連続運転を行うコンビナートの中堅事業者を想定。



参考：経済産業省 HP 第23回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会より

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/023.html

Kanagawa Prefectural Government

3. 新たな認定制度の詳細設計について

スマート保安：認定制度の創設

第9回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会資料より
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/009.html

- テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させるため、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、**安全の確保を前提に、その保安確保能力に応じて手続・検査の在り方を見直す。**（「認定高度保安実施事業者制度」の創設）
- 制度を導入する3法律の整合性も確保しつつ、**具体的な認定要件等を整備し、令和5年12月頃に施行予定。**

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」の認定要件

①経営トップのコミットメント

代表者の責任・方針の明示、コンプライアンス体制の整備等

②高度なリスク管理体制

リスク評価とそれに基づく措置を実施する体制等

③テクノロジーの活用

IoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の先端技術の活用

④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

IoT等の保安業務への活用を前提としたサイバー攻撃対策

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する新たな制度的措置

許可・届出等の手続の在り方

安全性や**行政による事業者情報の把握**の観点を踏まえつつ、**届出を不要として記録保存にしたり、許可を届出にするなど、手続を見直す。**

(例)

高圧ガス保安法：

設備の変更について、**重要な変更は許可を維持しつつ、それ以外の変更は事後届出や記録保存へ。**

ガス事業法：

保安規程の作成・変更やガス主任技術者の選解任について、**国への届出を要しないものとし、記録保存に変更。**

保安人員の配置の在り方

製造施設の区分毎の配置を基本としつつ、**遠隔監視システム等の導入を踏まえ、保安人員の柔軟な配置を許容する。**

検査（自主検査）の在り方

- ① 国等と事業者双方が実施している検査を、事業者による**自主検査のみ**とする。

(例)

電気事業法：

使用前・定期安全管理検査について、事業者による検査やその記録の保存は引き続き求めつつ、**経済産業大臣又は登録安全管理審査機関による検査は不要とする。**

- ② 検査結果を行政に対して届け出るのではなく、**検査結果の記録保存に代えることとし、行政は、必要に応じ、立入検査等により事業者による検査の状況を確認する。**
- ③ 検査の時期・周期/連続運転期間を柔軟化し、**定期的な検査から常時監視への移行**を円滑化。

※あわせて、サイバーセキュリティ対策を推進するため、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合に、国が独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に原因究明の調査を要請できることとする（情報処理の促進に関する法律の改正）。

3. 新たな認定制度の詳細設計について

参考

1. 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の公布

「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が2022年6月22日公布されました。
※施行は一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日からです。

<改正概要>

- ① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止等
⇒ 「認定高度保安実施者」に係る認定制度の創設

スマート保安の促進

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、安全確保を前提に、その保安確保能力に応じた保安規制に係る手続・検査の在り方を見直す。
⇒テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処を期待

- ② 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

⇒高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制が一元化されます。

参考：経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>



(2) そのほか注意喚起・ 情報提供

① 高圧ガス容器の移動中の事故防止について（注意喚起）

事例 1

<日時>

2022年9月28日 愛知県

<概要>

伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生した。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷した。

<原因>

調査中

容器を締結するラッシングベルトが切れたか、ロープフックから外れたためと考えられる。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221014_kouatsu_1.html

事例 2

<日時>

2022年10月5日 神奈川県

<概要>

早朝に新東名高速道路厚木南IC出口付近で、トラックが回収容器を運送していた際に、アセチレン41ℓ容器24本が荷台上で転倒し、アオリ板を開放していた側面から路上に落下する事故が発生した。

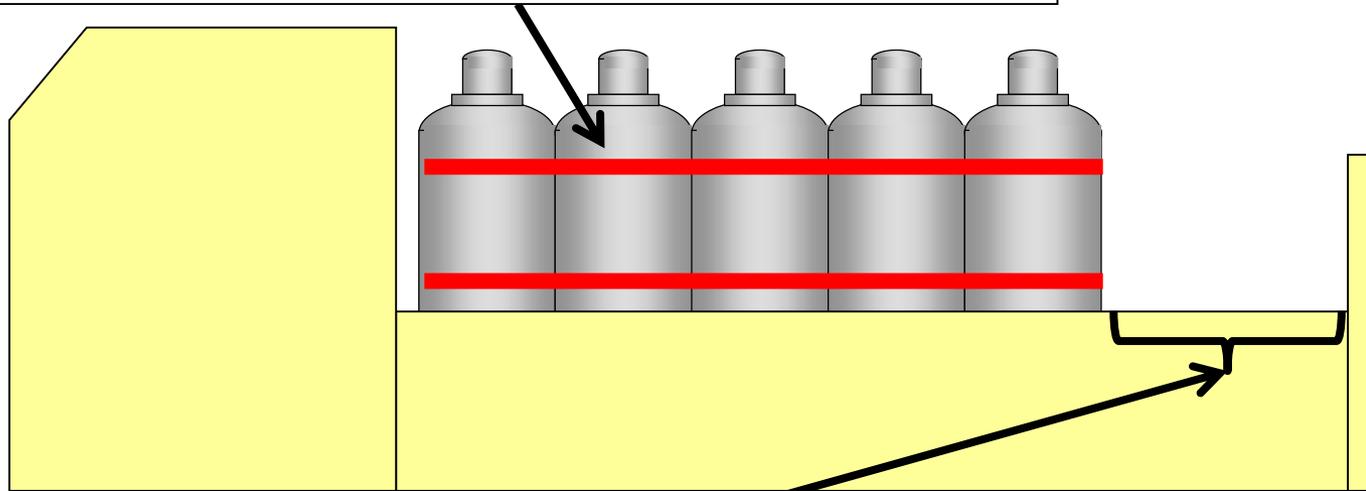
<原因>

- ・ 容器をベルトで固定したが、上下二段にベルトを掛けていなかった。
- ・ アオリ板を閉め忘れたまま走行した。

高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識するとともに、
場内出入り業者・協力会社への教育等を実施し、
安全な取り扱いにご協力をお願いします

有効な積載方法

ロープがけ(荷崩れ・転落防止)
※上部と下部の2重掛けをすると抜け落ちない



車体後面又は後バンパから30cm以上離す。
(追突による衝撃防止)

②定期修理中の事故防止について（注意喚起）

事例 1 定期修理中の酸素事故（高圧ガス事故）

＜日時＞ 2021年6月14日 三重県

＜事故区分＞ 製造所（コンビ則）一種

＜概要＞ 定期修理中に、触媒交換のために窒素雰囲気下であった反応器の内部で、協力会社の作業員1名が倒れていた。病院に救急搬送されたが、酸素が原因で死亡した。

＜国の対応＞

酸素欠乏危険箇所における作業計画の情報管理手段を規程類で明確に規定するとともに、作業計画を変更した場合は、作業関係者に対して速やかに、かつ、確実に周知し、変更した作業計画に従って作業することや、危険表示札を設置すること等について、KHKのHPへの掲載等を準備中。

②定期修理中の事故防止について（注意喚起）

事例2 定期修理中の熱交換器の洗浄作業中の事故 （高圧ガス事故非該当）

＜日時＞ 2021年11月27日 愛媛県

＜事故区分＞ ー

＜概要＞ 定期修理中に熱交換器を開放し、チューブ内をジェット水で洗浄中、協力会社の作業員1名が倒れていた。市内病院へ救急搬送されたが、12月2日に死亡した。

本作業については、15年以上行っており、作業員は基準に従い、保護面（吸入開口部有り）等を着用していたが、ジェット洗浄時にチューブ内に残留していたシアン化水素を吸引したものと推定される。

＜国の対応＞ KHKのホームページに以下掲載するなど情報提供を行った。

- ・シアン化水素など毒性ガスを取扱う際の安全対策については、自事業所での経験を踏まえて取り組むだけでなく、他社を含めた他事業所の安全対策も十分に踏まえた上で、必要な安全対策を検討・実施していくこと。
- ・エアラインマスクの着用など適切な保護具を装着することが必要であること。

高圧ガスの危険性を十分に認識した上で、
作業者の安全確保のため、必要な対策をお願いします

③ 県内発生事故事例等からのお願い（注意喚起）

<概要>

ある県内事業所において、今年(2023年)に入ってから連続して5件の異常現象（高圧ガス事故含む）が発生しました。

当該事業所では、年明けから定修を迎えるため施設の停止作業等が行われていました。

災害に至った直接的な原因は、現在調査中ですが、根本的な原因として、

- ①ベテラン職員の退職による**技術継承不足**
- ②作業者が初めて迎える定修に対する**経験不足**
- ③工事内容・危険個所等に対する**情報共有不足** など

が考えられます。

**経験不足を補うためにも、
教育・作業基準の整備等による技術の継承を確実にを行い、
関係者間での情報共有の徹底をお願いします**

③ 県内発生事故事例等からのお願い（注意喚起）

高圧ガス事故が起きたら・・・

■ 県に通報するとき、なにを伝えればいい？

- ・ 発生（覚知）日時
- ・ 事業所名・施設名・発災個所
- ・ 発災時の状況
 - 高圧ガス名・圧力・温度など
- ・ 被害の有無
 - 人的・物的
- ・ 措置状況
 - 漏洩は止まっている？火災は鎮火している？
- ・ 今後の対応（原因究明方針・復旧予定等）

■ とりあえず、補修して施設を動かしてもいい？

いつ
どこで
何が起きた



③ 県内発生事故事例等からのお願い（注意喚起）

高圧ガス事故が起きたら・・・

- とりあえず、補修して施設を動かしてもいい？

ダメです！

高圧ガス保安法

（現状変更の禁止）

第六十四条 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。



③ 県内発生事故事例等からのお願い（注意喚起）

高圧ガス事故が起きたら・・・

- とりあえず、補修して施設を動かしてもいい？

製造を再開するのは、発災原因が取り除かれてからです。

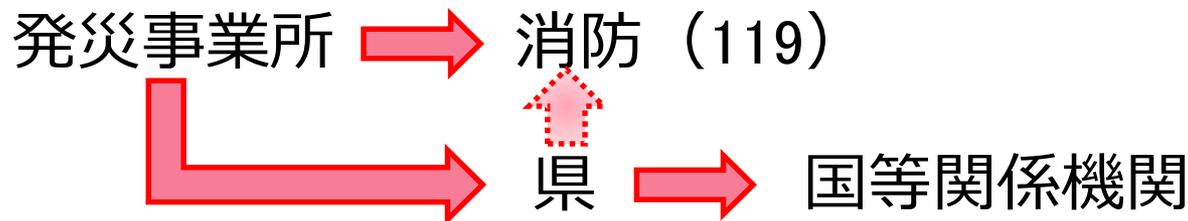
- ・ 発災原因が分からないまま、とりあえずの応急措置で再開することは、再度の発災・発災の拡大の恐れがあります！
- ・ 被害が小さいうちに、災害の芽を摘みましょう！
- ・ 再稼働の前に県へ一報を入れてください！



■ 石災法 特定事業所の場合



■ 高圧法 特定製造事業所の場合



高圧ガス製造施設で発災した場合は**消防への通報とあわせて県消防保安課**にも連絡してください。